

(様式第1号)

奨学資金貸与者推薦書	
ふりがな	生年月日 年 月 日
氏名	※ 男 ・ 女
在学学校又は出身学校名 (年 月 入 学) (年 月 ※卒業見込・卒業)	
健康状態	
特別活動	
推薦所見	
在学中の学業成績については別紙のとおり	
上記のとおり、館林市奨学資金貸与に関する条例による奨学生として適当と認め推薦します。 年 月 日 館林市教育委員会 様 学 校 名 学校長氏名	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">職印</div>	

※印の箇所は該当するものを○で囲んでください。

館林市奨学資金貸与に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、進学の見込みと能力を有するにもかかわらず、経済的な理由で高等学校以上の学校へ進学することが困難な者に対し、予算の範囲内において必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とする。

（貸与要件）

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、

在学学校長又は出身学校長が適当と認め推薦したものでなければならない。

- (1) 市内に1年以上住所を有する者の子その他これに準ずる者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く。以下同じ。）若しくは大学に在学し、又は入学しようとする者
- (3) 学力優秀、品行方正及び心身ともに健全な者
- (4) 経済的理由により修学が困難な者

（貸与の申請）

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保証人を2人立て、教育委員会規則で定める申請書により、教育委員会に申請しなければならない。

（奨学金貸与の決定）

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、その実情を調査し、適当と認めるときは市長の同意を得て奨学金の貸与を決定する。

館林市奨学資金貸与に関する条例施行規則（抜粋）

（奨学金の貸与額）

第2条 条例第3条第1項の奨学金の貸与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 高等学校又は専修学校の高等課程に在学する者 月額10,000円以内
- (2) 高等専門学校に在学する者 月額20,000円以内
- (3) 専修学校の専門課程又は大学に在学する者 月額50,000円以内

（返済の期間）

第8条 条例第9条第1項の奨学金の返済に係る教育委員会規則で定める期間内は、貸与年数の2.5倍の期間内とする。